

誓約書の提出を求める取引業者の基準

令和8年4月1日

東北公益文科大学では、研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）の改正に伴い、本学教職員及び学生など公的研究費を使用する者と取引業者との不正取引防止策として、取引業者から取引における確認書（誓約書）の提出を求めることとする。

基準

前年度の取引品目数 20品目以上の取引業者

対象とならない業種

- ・国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関
- ・学校法人
- ・国際組織、外国企業
- ・電気、ガス、水道、郵便、電気通信事業者
- ・弁護士、特許、税理士、監査法人
- ・取引のほとんどがインターネットのみの販売業者
- ・その他、本件の趣旨になじまないと判断される業種

以上